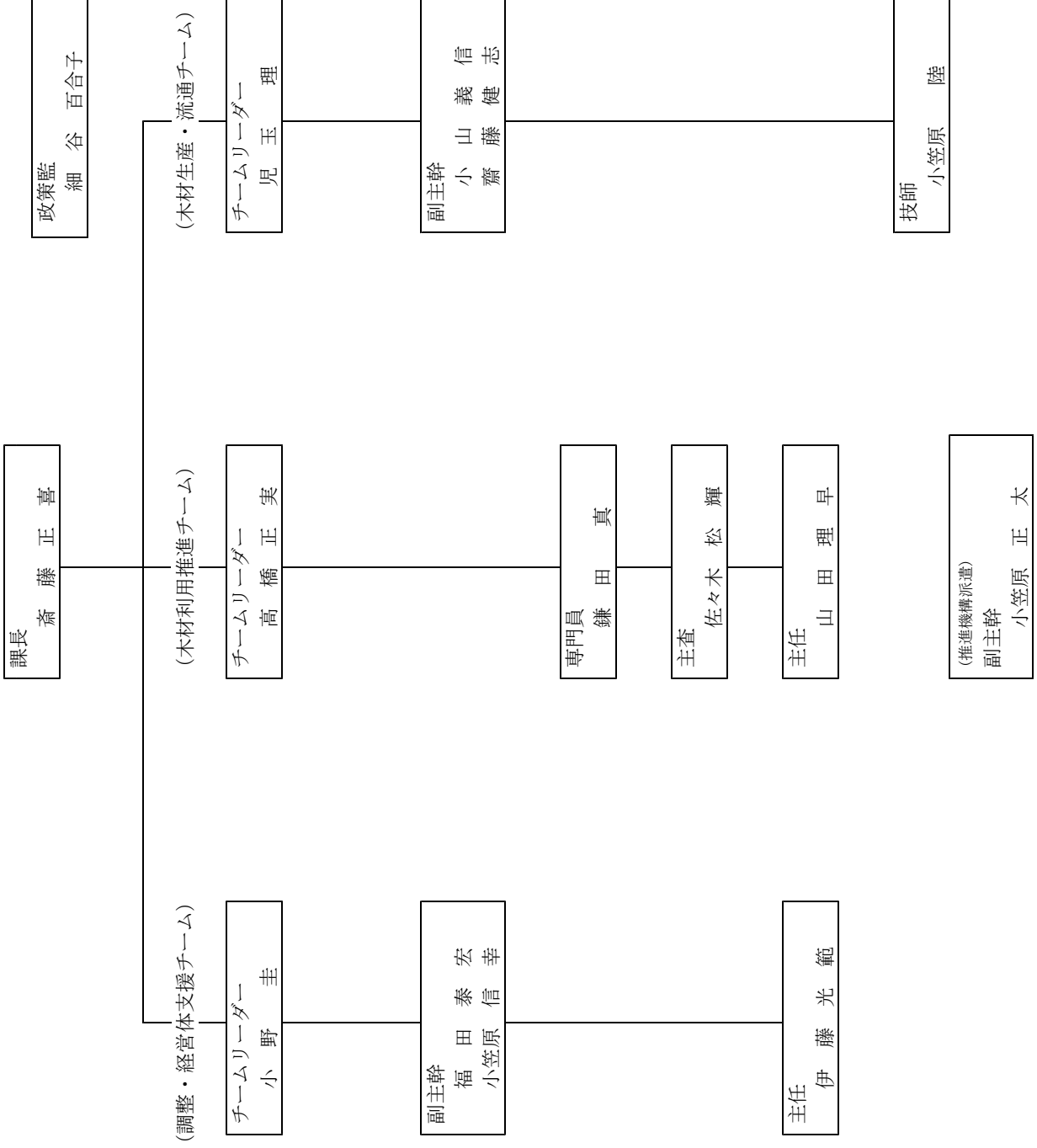


林業木材産業課

林業木材産業課

(令和5年4月1日現在)



各チーム主なの所掌事務

(調整・経営体支援チーム)

- ・課内調整
- ・新秋田元気創造プラン等
- ・森林組合指導
- ・林業経営体指導
- ・公益法人(林業公社、木材加工推進機構、労働対策基金、林業育成協会)の指導監督
- ・林野火災
- ・林業関係の統計

(木材利用推進チーム)

- ・県産材の販路・需要拡大
- ・木製品の輸出促進
- ・木構造建築人材の育成
- ・木造公共施設等整備
- ・県産材製品の開発及び用途開拓
- ・CO2固定認証制度

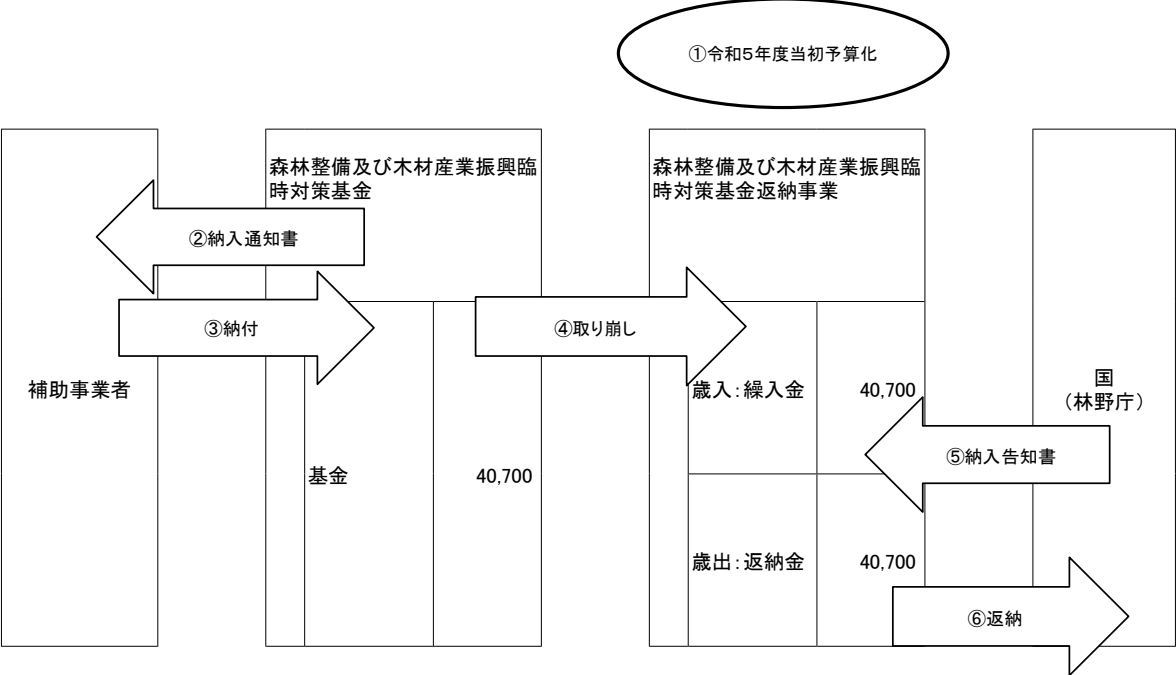
(木材生産・流通チーム)

- ・原木の安定供給体制の整備
- ・流域林業活性化対策
- ・高性能林業機械等の導入支援
- ・木材加工流通施設の整備支援
- ・木質バイオマスの利用促進
- ・スマート林業機械等の導入支援

事業名	あきた材販路拡大事業【森林環境譲与税基金、地域活性化対策基金】		担当	木材利用推進チーム
事業年度	令和3～5	事業主体	県、工務店、建築士事務所等	
事業目的	県産材の利用を促進するため、県内外の住宅や米国市場への販路拡大を図るほか、住宅以外の建築物の木造・木質化に取り組む建築設計人材を育成する。		財源	当初予算額
			内	繰入金
			源	
			内	
実	1 ウッドファーストなあきたの住まいづくり促進事業		68,400千円 (◎68,400千円)	
施	県内で県産材を利用した住宅を建築する工務店グループ等に対して支援する。			
内	(1) 事業主体 県 (委託先: 県内木材産業団体)、県と協定を締結した県内の工務店グループ等			
容	(2) 事業内容			
	①住宅の建築への支援			
	ア 対象者 県と協定を締結した県内の工務店グループ等			
	イ 助成対象 県産構造材等の利用率向上及び内装への県産材利用等 400戸			
	ウ 補助率 定額 (通常枠 15万円/戸、県産材フル活用枠 20万円/戸)			
	②県産材のPRの取組への支援			
	ア 対象者 県と協定を締結した県内の工務店グループ等			
	イ 助成対象 完成内覧会等の普及PR活動等 17グループ			
	ウ 補助率 定額15万円/グループ			
	2 あきた材県外販路拡大事業		17,744千円 (◎17,744千円)	
	県外で県産材を利用する工務店等の開拓を進める。			
	(1) 事業主体 県、県外工務店等			
	(2) 事業内容			
	①あきた材パートナー登録・サポート			
	ア 対象者 県外工務店等			
	イ 実施内容 「あきた材パートナー」への登録促進活動、県内工場とのマッチング支援等			
	②県産材を一定量以上利用した住宅等の建築に対する助成			
	ア 対象者 あきた材パートナー登録を行った工務店等			
	イ 助成内容 構造材、内装等への県産材利用 335戸			
	ウ 補助率 定額5万円/件			
	3 ウッドファーストあきた木造建築促進事業		5,698千円 (◎5,698千円)	
	県内の非住宅建築物の木造・木質化を促進するため、建築主の意識醸成や建築人材の育成を図る。			
	(1) 木造技術者育成・普及啓発事業			
	①事業主体 県 (委託先: 公益財団法人 秋田県木材加工推進機構)			
	②実施内容 非住宅建築における木造・木質化に精通した建築士等を育成するための研修開催や技術支援、学生を対象にした木材利用提案コンクールの開催、木造・木質化のモデルとなる優良建築物の表彰			
	(2) 木造設計支援事業			
	①事業主体 県内の建築士事務所等			
	②実施内容 非住宅建築物の木造設計を行う設計者等の取組に対する支援 5件			
	③補助額 上限200千円/件			
	4 あきた材輸出産地形成事業		762千円 (◎762千円)	
	米国マーケット調査結果を踏まえ、業界団体を推進母体に展開する輸出拡大の取組を支援する。			
	(1) 事業主体 県			
	(2) 対象者 木材産業関連団体、製材工場			
	(3) 実施内容 市況動向の情報提供、木材高度加工研究所等との連携による技術指導等			

事業名	あきた材ブランド力向上対策事業			担当	木材利用推進チーム	
事業年度	令和5～6	事業主体	県、工務店等	当初予算額	22,000 千円	
事業目的	県産材のブランド力強化を図るため、住宅の内装等に使用する木材製品のプロモーションを展開する。			財源内訳	一般	22,000 千円
実施内容	1 あきた材ブランド発信事業 大径材を活用した木材製品のプロモーションを実施する。 (1) 事業主体 県 (2) 対象者 工務店、建築士、デザイナー等 (3) 実施内容 SNSを活用した情報発信、首都圏展示会の開催			11,500千円 (⊖11,500千円)		
	2 あきた材PR拠点整備事業 県産材を利用したモデルハウス等の建築に対して助成する。 (1) 対象者 あきた材パートナー登録を行った工務店等 (2) 助成内容 内装材、構造材等への県産材利用 3件 (3) 補助率 定額3,500千円/件			10,500千円 (⊖10,500千円)		

事業名	林業公社事業		担 当	調整・経営体支援チーム	
事業年度	昭和41～令和65	事業主体	(公財) 秋田県林業公社		
事業目的	林業公社の借入金返済等に必要な経費について、県が貸付を行う。		当初予算額	611,493 千円	
			財 源	一 般	611,493 千円
			内 訳		
			内 訳		
実施内容	<p>1 林業公社事業費（林業開発基金積立金）</p> <p>(1) 令和5年度県貸付額（林業開発資金貸付金） 611,493千円（◎611,493千円）</p> <p>(2) 事業収支計画</p> <p>①収入1,429,215千円 （内訳）販売収入411,039千円、造林補助金400,713千円、県貸付金611,493千円、その他5,970千円</p> <p>②支出1,429,215千円 （内訳）事業費675,085千円、管理費105,569千円、借入金返済611,493千円、分収金21,208千円、その他15,860千円</p> <p>2 主な事業</p> <p>(1) 保育事業 保育間伐63ha</p> <p>(2) 収穫事業 収穫間伐784ha、主伐28ha</p> <p>(3) 附帯事業 作業道開設11,260m</p>				
参考	<p>【(公財) 秋田県林業公社】</p> <p>1 設 立 昭和41年4月1日</p> <p>2 公社組織 (令和5年4月現在)</p> <p>(1) 役員等 14名 (理事長1名、理事5名、評議員5名、監事2名、会計監査人1名)</p> <p>(2) 職 員 15名 (正規職員12名、嘱託職員2名)</p> <p>3 造林面積 24,415 ha (S41～H14の累計) →23,591ha (R 5. 3. 31現在)</p> <p>4 分収割合 (スギ、マツ類、ケヤキ)</p> <p>(1) 平成11年度まで 公社：土地所有者＝6：4</p> <p>(2) 平成12年度から 公社：土地所有者＝7：3</p> <p>5 分収契約期間</p> <p>(1) 平成12年度からは、原則80年</p> <p>(2) 平成11年度以前はスギ良質材80年、一般材50～80年、ケヤキ80年、マツ類50年</p> <p>【林業開発基金】</p> <p>地方自治法第241条の規定に基づいて条例を制定し、森林造成の推進のため、林業公社に貸し付けする資金として設置。</p> <p>(1) 貸付利率 無利息 (H10まで年3.5%、H11からH18まで年1.0%、H19からは無利息) ※平成19年3月31日までに貸し付けた資金の平成19年4月1日から償還の日までの期間に係る利息は免除。</p> <p>(2) 無利息及び利息免除の根拠条例 秋田県林業開発基金による貸付金の利息の特別措置に関する条例 (平成19年3月13日 秋田県条例第19号)</p> <p>(3) 貸付期間 80年以内 (H10までは45年以内、H11～29までは50年以内) ※H30に新規貸付及び既往貸付の償還期限を80年に延長 (ただし、最長でR65. 3. 31まで)</p> <p>(4) 償還方法 元利一時償還 林業開発基金(元金)累計 31,203百万円 (R 5. 3. 31現在)</p>				

事業名	森林整備及び木材産業振興臨時対策基金返納事業			担当	木材生産・流通チーム											
事業年度	令和元～14	事業主体	県	当初予算額	40,700 千円											
事業目的	平成28年度の木材産業振興臨時対策事業（木質バイオマス発電施設資金融通事業）で整備した発電施設について、平成31年2月から発電が開始され売電収入があったことから、補助金の交付条件に基づき、補助金相当額を国庫へ返納する。			財源内訳	繰入金	40,700 千円										
実施内容	1 事業内容															
	<p>補助事業者は、売電収入を得た年度の翌年度から、県が承認した納付計画に基づき国庫へ返納を行うため、補助金相当額を県に納付する。</p> <p>県は納付金を森林整備及び木材産業振興臨時対策基金に積み立て、国との調整が終了次第、基金から取り崩した補助金相当額を国庫に返納する。</p> <p>(1) 返納方法 補助事業者から県に、県から国に返納する。</p> <table border="1" data-bbox="327 571 1177 716"> <thead> <tr> <th>納付計画</th> <th>(事→県) 納付額</th> <th>(県→国) 返納額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年～13年度</td> <td>40,700千円/年</td> <td>40,700千円/年</td> </tr> <tr> <td>令和14年度</td> <td>40,900千円/年</td> <td>40,900千円/年</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>570,000千円</td> <td>570,000千円</td> </tr> </tbody> </table>					納付計画	(事→県) 納付額	(県→国) 返納額	令和元年～13年度	40,700千円/年	40,700千円/年	令和14年度	40,900千円/年	40,900千円/年	合計	570,000千円
納付計画	(事→県) 納付額	(県→国) 返納額														
令和元年～13年度	40,700千円/年	40,700千円/年														
令和14年度	40,900千円/年	40,900千円/年														
合計	570,000千円	570,000千円														
参考	(事務手続きフロー)															
	<p>①令和5年度当初予算で「森林整備及び木材産業振興臨時対策基金積立金」、「森林整備及び木材産業振興臨時対策基金返納事業」を予算化する。</p> <p>②県から補助事業者に対し納入通知書を発行する。</p> <p>③補助事業者は県に返納金を納付し、県は返納金の納入を確認後、「森林整備及び木材産業振興臨時対策基金」に積み立てする。</p> <p>④「森林整備及び木材産業振興臨時対策基金」を取り崩し、「返納事業」に繰り入れする。</p> <p>⑤県と国との調整が終了次第、国は県に納入告知書を発行する。</p> <p>⑥県から国に対して納付する。</p>															
 <p>①令和5年度当初予算化</p> <p>補助事業者</p> <p>森林整備及び木材産業振興臨時対策基金</p> <p>基金 40,700</p> <p>森林整備及び木材産業振興臨時対策基金返納事業</p> <p>歳入:繰入金 40,700</p> <p>歳出:返納金 40,700</p> <p>国(林野庁)</p> <p>②納入通知書</p> <p>③納付</p> <p>④取り崩し</p> <p>⑤納入告知書</p> <p>⑥返納</p>																

